

儒家文化の女性倫理について ——貞節行為の原因分析を中心に

魏 則能

1. はじめに

中国宋代以降、儒学思想の強化によって婦女は儒家女性倫理規範によって規制され、ことに婚前は処女の貞操を重視し、婚後も夫の為に貞操を厳守するなどを強く要求されることとなった。儒家の貞節観は、女性貞操の純潔の観念を主にして、節烈、曲従、勤儉などを含む教訓と言行規範として、漢代から民国時代までの長い間存在してきたが 20 世紀初期新文化運動（1915～1927）に、西洋新しい思想に触れた知識人たちは儒家文化のもとで、女性がいかに「抑圧」を受けているかを認め、女性解放の重要な突破口として封建的な貞節観を痛烈に批判した。

1918 年 5 月 15 日、周作人は与謝野晶子の「貞操論」¹を翻訳し、『新青年』第四卷第五号に発表した。胡適は直ちに「貞操問題」（1918 年『新青年』第五卷第一号）、魯迅は「私の節烈観」（『新青年』第五卷第二号）を発表した。その他に、陳東原の『中国婦女生活史』（1928）、董家遵の「明清学者関与貞女問題的論戦」（1936 年 4 月『現代史学』三卷 1 期）、「歴代婦女節烈的統計」（1937 年 7 月『現代史学』三卷 2 期）などの論著が相次いで公刊された。それらの研究は概して貞節観と当時の社会を批判するものであった。

一体貞節観はどのように形成・流布したのか、批判者は女性の貞節行為の原因を儒家文化と封建政権などの「外的要因」に求めるばかりであったが、貞節女性自身の立場から貞節行為の原因を検討する必要があるのではないだろうか。これに関する研究はまだ見られない。本稿では、まず、貞節・烈節の定義を検討し、ついで儒教思想理論の推移を背景とした貞節理論の形成から実践の方へ視点を置いて、貞節

2 魏 則能

思想の変容過程を明らかにし、貞節行為の社会的原因を考察することによって、女性自身の立場から「守節」の原因を探ることにしたい。

2. 「貞節」「烈節」と「貞節烈女」とは何か

まず「貞節」の定義について、董家遵は「節婦は幸福を犠牲にする、または自分の身体を毀損する手段で貞操を守る女性である、烈女は貞操を守るために生命を犠牲にする、または殺された女性である。前者は守志、後者は殉身という。節婦と烈女の最大の区別は女性が貞操のために命を失うか失わないかである」と述べた。²「貞節」には「守節」と「殉節」の二種類があるとの説があるが徽州などでは「孝節」という種類の貞節女性も多く存在していた。³これらの見解をまとめて、「節」の分類表を作成する。

節の分類	貞節烈分類	結婚しているか(否か)	主要な行為の特徴
守節	貞女	未婚 (婚約者含む)	様々な手段で貞操を守って生きている未婚女性
	節婦	既婚	夫が無くなるが終生再婚しない
殉節	烈女	未婚(婚約者含む)	貞操を守る為に自殺または他殺で亡くなる
	烈婦	既婚	
孝節	孝女	未婚	親孝行の娘
	孝婦	既婚	親孝行の婦人

殉節	夫の状況	主要な原因
	生存	悪人の性的暴行に抵抗した為に殺された、またはその性的暴行侵害の予測がある場合に自殺。婚約者は両親などからの解約要求に抵抗するために自殺。「同生同死」などの観念で重病の夫の死亡直前に自殺。
	死亡	性暴行に遭遇した為に殺される、または自殺。夫の宗族又は両親からの再婚の要求に抵抗する為に自殺。 夫が亡くなった後、「相従地下」の為に自殺。

「殉節」には、夫が生きている場合と亡くなった場合との二つの状況がある。『弘治・徽州府志』⁴などの地方史誌や『列女伝』⁵の記載から殉節の主要な原因を知ることが出来る。

歴史的に見て、節婦は烈女より多い為(後述)、紙幅の都合から本稿

では節婦を中心に論じることにはしたい。

3. 貞節観の変遷

貞節観の歴史全体を考察することによって、それがいかに儒家思想と共に発展したと思われる、その過程は概ね、理論面の形成時期（漢代から宋代まで）と実践面の厳格な時期（宋以後、特に明清時代）及び理論と実践両方の衰退時期（新文化運動以後）の三つの段階に分ける事が出来る。漢代の礼教は貞節の思想理論の基礎を打ち立て、宋代の理学は貞節観の理論体系を完成した。漢代から宋代までの貞節観理論の形成期間も社会が貞節を重視したことについての寛容期であった。宋代以後、貞節理論の進化は見られないが、ここで貞節観は理論から厳格な実践へと転化した。このことは主に、国家貞節表彰制度と貞節烈女人数の増加から窺われる。本節では貞節観の理論形成と実践過程を概略的に考察することにはしたい。

3.1 貞節観理論の形成脈路：礼教と理学

貞節観理論の形成期には、秦以前の萌芽・漢代の初形成と魏唐の普及、及び宋代の完成段階があると考えられる。

先秦時代には貞節理論の萌芽がすでに窺える。その間に「宗法家族制度」と婚姻の「六礼」⁶などの礼制は段々と形成されたが、まだそれほど厳格なものではなかったため、男女の性関係は奔放であったといえる。『詩経』には下層の人々の自由な性関係の描写が頻繁に現れる。秦始皇はすみやかに社会を安定させると春秋・戦国以来の淫乱の風を沈下する為に、男女性関係の自律を提唱した。秦代は短かったために「礼儀」理論の体系もまだ不十分なものであったが、秦までの男女関係についての礼制の議論は以後の貞節理論の萌芽であったと言えよう。

漢代は礼教形成の重要な時代と認められる。漢の建国初期中央政府の努力によって、以前は曖昧であった礼制は明確にされ、その内容は系統的になっている。特に董仲舒は、黄帝信仰・道家思想・陰陽五行説を儒教に取り込むと、第七代皇帝「武帝」は儒教を国教と定め、孔子を神として奉じ廟を建てて祀った。また、董仲舒は「三綱五常」⁷を唱え、「武帝」はそれを神聖化して、以後封建社会において正統な人

4 魏 則能

間関係と道德倫理の総規範になった。同時代に生じた「三従四徳」⁸理論は女性道德の基本となり、これも貞節観の重要な理論的基礎になった。漢以後、魏晋南北朝から隋唐にかけて、婦女の貞節観はそう厳しく要求されなかったとする議論がある。⁹しかし漢唐以来の儒家学説は宋代に「理学」という段階に入って「新儒学」として社会の正統哲学になった。貞節思想について、宋の儒者は漢唐以来の儒家思想を継続しながらそこに新しい理論を加え、「厳粛主義的貞節観念」¹⁰の理論が次第に形成していった。宋代（960－1279）は中国思想史の転換期と言える、この約三百年間の転換期に儒家貞節観の変容過程については、陳東原は「寛容期」「変化期」「厳格期」の三つに分ける、¹¹彼の議論を参照しながら下表で表す。

時期	寛容期	変化期	厳格期
年代	960～1011	1012～1021	1022～1130
代表的名儒者	範仲淹 胡 瑗 欧陽修 蘇 洵 蘇子美 李 觀	周敦頤 張 載 司馬光 蘇 頌 王安石 邵 雍	程 顥 程 頤 黄庭堅 遊 酢 楊 時 羅從彦 李 侗 朱 熹
節観点	漢唐以来の貞節思想の継承、貞節観が寛容。	貞節の寛容と厳格主張並存、見解の分化開始。	寡婦再婚に反対、「存天理滅人欲」、貞節などを強調、理学学説成立、儒家正統地位を取る。

陳東原『中国婦女生活史』第六章を参考に筆者作成

変化期に生まれた儒者たちの貞節主張は非常に異なっている。王安石などの進歩的な学者や官僚は前期と同じく、女性の貞節についてかなり寛大な態度を示していたが、他方周敦頤などは、臣は無条件に君に服従し、子は無条件に父に服従し、妻は無条件に夫に服従しなければならず、志を守り、義を守らなければならないと主張しており、女性の再婚を強く否定した。また、治国は「治家」から始まり、「治家」は婦人の管理から始まると指摘し、婦人の管理は国家の太平と同等に重大なことであると主張した。彼は『太極図説』『通論』などを著し、宇宙と人間社会に関する哲学思想を論じており。理学は彼に始まるものである。程顥と程頤は周氏の議論を継承し、「餓死事小、失節事大」

を提唱する。第三の時期以後、朱熹時代に理学が成立し始め、貞節理論はますます厳しくなった。朱熹は理学を集大成し、「理気説」（宇宙・万物は理と気からなる）に基づいて「性即理」（心の本体である性は理である）を唱えた。これらの議論が厳粛な貞節観の理論的根拠になったのである。

明清代には理論的な進化は見られなかったが、大いに貞節烈女を表彰する制度を実行し、貞節観は実践へ転化しながら益々強化され、一部の地域では過酷なものとなった。

3.2 貞節理論の実践：旌表と教化

上述した貞節理論の変遷は、つねに実践と切り離しえない過程である。その実践は歴代官府の貞節表彰政策の施行と『女誡』などの女訓書による教育を通して、生活に貞節理論を浸透させる過程であった。国家の貞節表彰は中国で貞節「旌表」とも言われる。

歴代の詔令と制度の内容から、貞節「旌表」は物質と精神の二つの面から奨励されたことが分かる。物質的奨励としては差役免除、米・帛と建坊銀などの給付、爵号賜与などの経済方面の援助である。精神的奨励としては、史書に記載する、旌表門閭、貞節牌坊・節孝祠や石碑を建て、墓前に碑文で示すなどがある。

貞節旌表は秦始皇にまで遡ることができ、その例は当時の金石文の中に見られる。¹²「秦虽表貞，然亦無甚作用」（秦は貞節を褒めたが効果がなかった）¹³というくだりから、政府がすでにこの問題を重視し始めていたことが分かる。漢代に入ると儒教の確立により朝廷が初めて法令によって婦女の貞節「旌表」を行った。『漢書』卷八、宣帝紀には、「神爵四年、夏四月、…賜爵关内侯…貞妇顺女帛」（前58年の四月、皇帝は地方官に爵位、貞節女性に絹を賜る）とあり、後世の貞節旌表はここから始まる。¹⁴また、後漢の元初六年（114年）にも旌表が行われ、「旌表」は「政策」に組み入れて実施されていた。元代までに完全な貞節旌表制度は形成されなかったが、明に入ると婦女の貞節旌表政策が普及し、旌表制度はさらに細かく規定され、皇帝の詔令と公文から表彰方法や手続き、節婦資格の認定などの制度が漸次整備されてきた。旌表の基本的手順は社会低層紳士、儒者推薦→村郷の担保と確

6 魏 則能

認→州県→府→道→監督機関（按察院）再確認と資格審査→禮部奏聞→皇帝許可→礼部公文→地方政府へ旌表命令公文送付→奨励実施の順番である。¹⁵このような申請・審査・奨励を含む貞節旌表制度システムは明代にすでに定着していた。清代の貞節旌表制度は明代までの制度を受け継ぎ、さらにそれを拡大整備したものである。これらの申請制度によって、旌表の授与が円滑に行われる体制ができたのである。¹⁶

国家の貞節旌表以外に、『列女伝』『女誡』などの女訓書が貞節観の理論から実践へのかけ橋として重大な役割を演じた。漢の礼教が登場した後、劉向（紀元前 77 年～紀元前 6 年）は『列女伝』を著した。『列女伝』は堯舜以来の歴代の女性を母儀・賢明・仁智・貞順・節義・弁通・擘髮の七目に類別してその略伝を載せている。これは儒教の立場から女子の教訓を主眼としたもので、中国において最初の女訓書であると言われている。

その約 100 年の後、班昭は『女誡』七篇を著わした。「三綱五常」「三従四徳」の原則に基づいて、女性言行と人徳などを系統的に纏め、婦女の生活行為の標準を編纂した。『女誡』は全部で四徳の義を説き、「且つ舅姑に曲従し、叔妹と和すべき」としている。班昭の観点は儒家の学説と一致するものの、それが女性の立場から唱えられただけにその影響は非常に大きく、以後二千年間中国の女性観を規定したといわれる。¹⁷ここにはじめて系統的で実用的な男女倫理規範が確立した。以後、儒家の女性倫理の教科書が多く出た。たとえば唐太宗長孫皇后（601～636）の『女則』30 卷、鄭氏の『女孝経』十八章（唐）、若莘の『女論語』十二章（9 世紀初）、明仁孝文皇后（1302～1407）の『内訓』二十章、清藍鼎元（1608～1733）の『女学』、陳弘謀（1696～1771）の『教女遺規』、王相の『女四書』（1624）、王相の母の『女範捷録』、李晩芳（1691～1767）の『女学言行録』などの儒学の教科書は、貞節観など儒家文化を実践へと転化させ、社会各階層へ普及させ、その結果貞節女性が多く生まれた。

3.3 貞節観の衰退：批判と反省

一旦普及していた貞節観はなぜ衰退していくのか。

1914 年 3 月 11 日、大統領袁世凱は貞節旌表の「褒揚条例」を發布

した。しかし、今回の国家貞節旌表は「逆戻り」現象として知識人たちに非難された。当時の中国では、西洋文化の流入に伴い、西洋思想を受け入れた知識人たちが科学と民主を旗印とし、女性解放などを叫びし、新文化運動を起こした。

周作人に発表された「貞操論」の論旨は、貞操とは肉体と精神の一致であるとする「一種の信仰」であり、男女の一方だけに遵守を要求し、もう一方はそれを、相手を抑圧する精神的な武器とするに過ぎないのであれば、道徳とは認めることはできず、貞操は道徳の基準とはなり得ないというものである。胡適は「貞操問題」に「貞操」と言う問題が、決して「天経地義」ではなく、男女相互間存在の一つの態度であり、貞操の表彰には絶対に反対する、と述べた。一ヶ月後魯迅も「私の節烈観」で、「皇帝が臣下に忠義を尽くすことを要求すれば、男はますます女に節を守ることを要求した」として、階級秩序が強化されればされるほど、「征服」された男たちは、その抑圧と自己の責任を女性に転嫁し、女性への支配を強化し、「節烈」を奨励してきたことを指摘した。『新青年』同人たちは、女性を束縛する倫理の温床を儒教に見出し、西欧との対比において伝統的なものをいっさい否定し、儒教文化への激しい批判を展開させた。

魯迅など知識人たちはまた『祝福』、『傷逝』などの文学作品のなかで、伝統女性の悲惨な生活を描写することを通じて、女性を「圧迫」する儒家文化を批判した。『新青年』同人達は貞節問題を焦点として、儒教の女性倫理を猛烈に譴責し、中国で初めて本格的に婦人問題を取り上げ、それを解決しようとした。

確かにこれらの啓蒙的意義は評価されるべきではあろうが、同時に、その儒教の女性倫理に対する批判と攻撃によってもたらされたもう一つの結果を見過ごすべきではない。即ち、「五四婦女史観」¹⁸の形成である。これにより儒家文化に支えられた社会において中国の女性は皆、「祥林嫂」¹⁹のような「不幸」と「愚昧」な「被抑圧者」とされ、その「封建的」で祥林嫂のような「悲惨」な「五四女性像」は、新文化運動の間及び後の国民党と共産党の政治運動で強調され天経地義の「歴史真理」になったのである。その結果、伝統女性の「真実」は疎かにされ、貞節観も女性を抑圧するだけの恐ろしい「精神的な武器」、「封

建社会の糟粕」の印象を人に与えるだけのものとなった。その「五四貞節観」の登場と共に従来の儒家貞節観は衰退期を迎えることになる。

4. 貞節観の厳格期への変容の特徴

宋代末期まで貞節理論と実践が寛容であったという認識は先行研究において一致したものであるが、宋以後の社会においていつから貞節観が厳しくなったのかについては、貞節烈女人数の増加に根拠を求める研究があるが一致した結論には至ってはいない。²⁰貞節観念は宋代に「突飛猛進」²¹（飛躍的に厳格になる）との説を賛成する方が多いが貞節観の「急騰期」²²が明代であるとの主張及び元代から貞節観が「急激に強化される」²³との主張もある。

貞節観はいつから厳格になったかという問題は、貞節がいつから社会に広汎かつ厳格に実践されるようになったかという問題でもある。これを検討するには、地域的差異、経済と儒家文化教育レベルの差異、階層の差異、人口の密度と分布差異などの要素を含めて総合的に考えなければならない。それらを考え合わせれば、貞節観が厳格になる傾向には次の特徴があると思われる。

第一に、中国社会が垂直的な階級社会であったことから、儒家文化も支配階層から社会の低層へ、中央から地方へ伝えられたということである。つまり宋代の上流社会の「士大夫」階層はいち早く理家学説を受け入れて実践したのである。例を挙げれば、唐代に再婚した皇女は27人がいたが、宋代には初期の二人の皇女を除いて以後80名以上皇女は誰も再婚しなかった。²⁴それゆえ董家遵は「貞節観念から言うなら、漢唐の儒者たちに提唱された貞操はただ理論でしかない、空談である、宋代に実践が始まり、これは確かに歴史の大きな転換である」と述べた。²⁵しかしこの転換が社会の上流階層に限られたものである以上、全社会においてが貞節観の厳格な時期であったとは言えないであろうか。

第二の特徴は、経済と儒家教育のレベルが高い地域から低い地域へ伝えられたということである。北京、西安などの古代政治の中心、蘇州、徽州、山西など経済の発達地域、孔子の故郷山東省などの儒家教育を重視する地域は、ほかのところより先に厳格期に入った。元末明

初或いは清代になってようやく厳格期に入ったところもあった、例えば、歴代の貞節牌坊数の調査によれば徽州地域は清代に厳格期に入ったといえる。²⁶

第三の特徴は、長江・黄河流域などの人口集中地域から周辺へ、中原地帯の漢民族から周辺の少数民族へ伝えられたということである。清朝末期に長江中上流地域の四川・湖南・湖北省と下流地域の江蘇・安徽・浙江・江西及び河南・河北・山東省の三つ地域の人口は全国の人口の三分の二を占めた。²⁷ その地域も農業と儒学教育レベルが高く、貞節烈女、貞節牌坊も多いところである。皇帝の命令によって編成された『古今図書集成』（1725年）に記録された節婦数が9482人、この時代の全国人口は125,787千人であり、²⁷両者の比例は約13265:1である。それらの節婦は以上の地域の出身者が多く、他の地域には人口が少なく節婦も少なかった。または少数民族の習俗や儒学政権の統制力の弱さなどの原因で貞節観及び貞節烈女がない地域も多かったのである。

5. 貞節行為の原因

上述の貞節思想の理論形成と歴代政府の実践は確かに女性貞節行為の主要な原因であるが、原因の全てではないと思われる。新文化運動の間及びそれ以後に儒家の女性倫理は女性への抑圧であるとする批判が多く見られるが、それらの論者はなぜ女性自ら自主的にその規範に服従し、貞節烈女になろうとしたのかを考慮していない。まず指摘したいことは、理学は寡婦の再婚に反対した一方、社会の安定と人口増長などのために、歴代の政権は実際には寡婦の再婚をつねに支持していたということである。寛容期の漢唐時代の寡婦の再婚はありふれていた。²⁸ 宋初期の宰相であった範仲淹は「再嫁する者、錢二十貫を与える」などの寡婦再婚の扶助政策を公布施行した。²⁹ 明朝には喪期三年後の寡婦を再婚させる規定もある。清代にはしばしば「激烈輕生從死」（節烈為に自殺すること）の禁令が出された。³⁰ これらの寡婦再婚の優遇政策にもかかわらず「守節」の貞節女性は依然として多かった、「守節」女性の立場からその原因を探ることにしたい。

5.1 「守節」と「守子」「守孝」

筆者の調査では、すくなくとも徽州地域では貞節烈女の内、子供の出世の為に再婚せず「節婦」になった女性が一番多い。³¹徽州地域の「立節完孤」などの貞節牌坊に表彰されていた女性はこの方面の代表者であると言える。道光の『徽州府志・人物志』（巻 13）には、明清兩代間に建てられた貞節牌坊に表彰された貞節烈女のうち 33 名の事跡が記載されている。その内 22 人は子供の出世のために節婦になることを選び、3 人は夫の小さい弟または甥を扶養する為に再婚せず、ほかは「割股療親」³²を行った者である。

寡婦は単独で息子を扶養する重責を負う。「守子」の為に「守節」することに賛成する近代知識人もいる。徽州人胡適は新文化運動の主力の一人であるが「貞操問題」で寡婦は四つの理由があれば「守節」が当然であると述べた。その四つとは、夫への愛情の為、子供の為、生活の心配がなく再婚の必要がない、高齢で再婚出来ないという理由である。胡適の母も寡婦であることから、胡適は恐らく自身の経歴から節婦の心境と「守子」の必要性を認識したのだろう。また、同時代の優生学者潘光旦(1901~1967)は「優生学」の立場から「宜子孫」(守節は子孫の成長に役立つ)の思想を提出した。彼は、貞節はある目的を達成するための一つ的手段であり、貞節自体が目的ではないとし、「餓死事小、失節事大」(餓死は小さい事、貞節を失うのは大事である)は少数の儒者の個人的見解であった、民族の利益から言うなら、「失節事小、子孫事大」である。³³潘氏は子女の成長の為に寡母の貢献と、貞節精神の価値を強調する。潘光旦は伝統貞節観中の女性の苦難を副次的問題にして、全体の民族の利益から貞節思想中に含まれる文化理念と「守節」の現実的必要性と状況を重視する。徽州地域の現在農村に「守子」の為に再婚しない母親はまだいる。

その他に、亡くなった夫の両親または家族の老人を孝養する為の「守節」も多かった。徽州地域の 39 個の貞節牌坊のうち、「孝節」の原因で建てられた牌坊が半分以上を占めている³⁴。徽州地域では「守節」も「孝」の一部と言われている。

5.2 「守節」と「守家」「守族」「守財」

貞節烈女の守節行為は「父系社会構造的維持」³⁵（父系社会構造を維持する）の機能がある。「家」は男女婚姻の結果で、社会の基本的な構成単位である。寡婦が再婚すると、いままでの「家」も無くなる。だから、寡婦の「守節」は子供を続けて扶養して、その「家」における妻の身分も続けられ、社会構成の基本単位も保持することができるなど、父系家族の継続と種族を安定させる機能を有しており、宗族社会の相続に重要な役割を演じた。

貞操の純潔は子孫の血統、夫の家族の財産の継承と支配権及び女性自身の生活などと密接的に繋がることであるのため、婦女は夫の宗族及び社会と一致して「貞節」を守っていたのである。徽州に官府と地元の宗族が連携して建てられた貞節牌坊はその実例である。

5.3 「守節」と「守信」「守婦道」

宋以後の貞節理論は厳しくなり、上層から民間へ寡婦の「守節」は段々と「婦道」の一つの項目になった。「守婦道」は当時の道德遵守であり、その道德には女性の倫理規範以外に理学に強調される「忠・信・仁・智・儀」などの男性倫理も含まれていた。夫婦婚姻関係を忠実に守ることは、個人と家族の「信用」「名誉」などと繋がっており、「守節」は「忠」「信」「義」などの儒家信条を守ることと同様、極めて重要な事になった。その原因は、宋以後に商業資本が増長すると共に、交換過程における信用の重要性が高まったことで、婚姻制度も商業化されたことに求められよう。³⁶婚約者が亡くなっても女性が未婚の夫の家に行って「守節」する、即ち、「上門守節」のという制度もあった。これは「守信」として社会に認められた。

5.4 「守節」と「守身」³⁷

「守身」は中国の伝統婦徳で、この「身」とは女性の身体と社会的身分を指している。封建社会における女性の社会的身分は女性の身体と密接な関係を持っているのである。儒家の社会管理システムにおいて女性の社会的身分は男性の系譜によって決められる、つまり「三従」の原則で結婚前には父の「娘」であり、結婚後夫の「妻」になり、夫

がなくなると子供の「母」になる。このように女性の社会的身分は家庭内の役割と家族男性の社会身分の変化に応じて転換する。言い換えれば、結婚前の社会身分は自然の血縁関係によって決められるが、結婚後には、婚姻関係、即ち身体と性関係を通して血縁関係のない夫から社会的身分を与えられるわけである。したがって、その時代に「守身」は「身体を守る」と同時に「社会的身分」をも守ることを意味していた。これにより女性は身体と婚姻を守ると同時に、社会的身分を確立することが出来たのであり、初回の婚姻を守りながら婚姻関係に定められた社会的身分を守っているのである。その原因で貞節女性は身体と性関係の対象を固定させ、初婚の夫（婚約者も含む）以外の男性と性関係を持つなどの「失節」行為を自主的に厳禁することが出来た。ある女性が夫以外からの性侵害に遭遇するときに、身体の純潔の為に自殺することは以上の「社会的身分を守る」考えが原因となっているのであろう。夫が亡くなると婚姻関係から決められた社会的身分も無くなるのが「殉死」の一つの心理的原因である。その他、子供がない夫婦は夫が亡くなると妻が「三従」の原則で精神的、生活面において依存できるもの無くなるので「殉死」する烈婦もあった。³⁸

6. 終わりに

以上は貞節観理論と実践の変遷と女性「守節」の原因について検討したものである。秦漢時代に中央集権制の建立のために、儒家思想の登場と共に貞節観も始まり、それらは清代に至るまで連綿と続いたのであるが、宋代に理学が流布したことから貞節のみが際立って鼓吹され、明清時代になると、国家貞節表彰制度が多く実施されて、一部地域では宗教的な風潮さえ帯びて強調されるようになった、そして新文化運動による批判と共に、段々と衰退していった。

貞節観の歴史は長く、実際の生活に厳しく実践されたのは明清時代にしか見ることができなかった。また地域、民族、階層などにより、貞節観の浸透の度合いも異なり、また、貞節烈女の人数も「無数」ではなかった。それゆえ、貞節観に対しての従来のは批判は、儒家女性倫理の残酷性を強調しすぎていると思われる。貞節観のすべてが封建社会の糟粕なのではなく、儒家文化と切り離しえない一部分であると言

えよう。ジュディス・バトラーは女は後天的な文化の刷り込みによって「女」になると述べたが、³⁹貞節女性は儒家文化の刷り込みによって「中国の儒家女性」になると言えよう。

儒家文化は一つの文明として、その女性倫理はただ男性が女性を「抑圧」するという単純なものではなく、長い歴史の中に、農業生産力社会の生存と発展の需要から次第に生まれた一つの社会管理理論と思われる。つまり女性は貞節観などの儒家倫理規範に「束縛」された同時に儒家文化の「受益者」⁴⁰でもあったのである。もしくは、その時代と社会において女性は、自身・子供・家族・宗族の「受益」の為に儒家文化の女性倫理を遵守したのだと言えるであろう。貞節女性自身の立場から考えると、貞節牌坊はただ「旌表」された貞節烈女の「血」と「涙」⁴¹を現すモニュメントなのではなく、功名牌坊と同じように、貞節牌坊に表彰されている女性の名誉・尊厳・成功も表していると思われる。

貞節観とそれらの儒家女性倫理によって婦人の人間性が如何に抑圧されるかここでそれに触れる余裕はなかった。これは今後の課題としたい。

注

- 1 原題は『貞操は道德以上に尊貴である』で、与謝野晶子の第三評論集『人及び女として』に収められた一編である。
- 2 董家遵『中国古代婚姻史研究』、広東人民出版社、1995、247頁。
- 3 費糸言『由典範到規範』、国立台湾大学文学院、民国87、2～5頁。
- 4 澎澤 汪舜民 編集 1502。
- 5 歴代の『列女伝』は多いが主なものとして西漢劉向と明代徽州人汪道昆に編集された『列女伝』がある。
- 6 陳東原『中国婦女生活史』、台湾商務印書館、民国66年1月台5版30頁。
- 7 「三綱」は君臣・父子・夫婦間の道德であり、「五常」は仁・義・礼・智・信の五つの道義のことである。
- 8 「三従」は従父・従夫・従子である、「四徳」は婦徳・婦容・婦言・婦功である。
- 9 陳東原『中国婦女生活史』前掲、第四・五章参照。
- 10 大塚博久『中国における明・清期の婦人同情論』山口大学教育学部・研究論叢、十八巻、第一部、1969、26頁。

14 魏 則能

- 11 陳東原『中国婦女生活史』前掲、129頁。
- 12 陳東原『中国婦女生活史』前掲、42頁。
- 13 陳登原『国史旧聞』卷28、322頁。
- 14 陳東原が指摘している（『中国婦女生活史』前掲、42頁）。
- 15 費糸言の『由典範到規範』93～101頁参照。
- 16 陳青鳳『清朝の婦女旌表制度について——節婦・烈女を中心に』『九州大学東洋史論集』第16号、1988、1。
- 17 山川麗『中国女性史』笠間書院 昭和52年、46頁。
- 18 伝統女性は儒家倫理に抑圧される弱者である。Dorothy Ko『閨塾師』李志生訳、江蘇人民出版社、2005、1～3頁。
- 19 魯迅の小説『祝福』（1924年）の主人公である、小説は寡婦の祥林嫂をめぐる悲運と転落の物語である。
- 20 董家遵の「歴代婦女節烈的統計」、祭凌虹の『従婦女守節看貞節觀在中國的發展』、費糸言『由典範到規範』などがある。
- 21 同25
- 22 費糸言『由典範到規範』前掲、39頁。
- 23 凌虹『史学月刊』、1992第4期、27頁。
- 24 董家遵『中国古代婚姻史研究』前掲、267～270頁。
- 25 董家遵『中国古代婚姻史研究』前掲、273頁。
- 26 拙稿「貞節牌坊」名古屋大学国際言語文化研究科『多元文化』第8号。
- 27 趙文林 謝淑君『中国人口史』、人民出版社、北京、1988、478頁。
- 28 董家遵『中国古代婚姻史研究』前掲、252～276頁。
- 29 董家遵『中国古代婚姻史研究』前掲、272頁。
- 30 清康熙二十七年、雍正六年の条、参照。
- 31 拙稿『中国の貞節牌坊と貞節觀念』、名古屋大学国際言語文化研究科修士論文2006年。
- 32 自分の大腿部肉を切って食材として漢方スープを作って病気の親に食べさせること。地元の親孝行の典型として知られる。
- 33 Havalock Ellis 著 潘光旦訳『性的道德』、『潘光旦文集』第12巻、版社2000年、115頁。
- 34 同31。
- 35 費糸言『由典範到規範』前掲、15頁。
- 36 董家遵『中国古代婚姻史研究』前掲、248頁。
- 37 『閨塾師』前掲5～7頁、費糸言『由典範到規範』前掲、13頁。
- 38 同31。
- 39 ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』、竹村和子訳、青土社、1999、30～31頁。
- 40 『閨塾師』前掲、19頁。
- 41 劉達臨『中国性愛文化』、鈴木博訳、青土社、2003、286頁。